

道路橋・横断歩道橋定期点検要領

令和 2 年 8 月

藤沢市 道路河川部

改訂版の作成にあたって

国土交通省の道路施設に伴う点検要領では、5年ごとの定期点検が省令により義務化され、「道路橋定期点検要領」と「横断歩道橋定期点検要領」を平成26年6月に国土交通省が策定しました。

その要領では、道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づいて行う点検における、落橋に至る致命的な損傷に絞った最小限の方法、記録項目を記したものとなっています。

本市では、定期的な点検を実施するにあたり、国土交通省の定期点検要領に基づいた致命的な損傷把握のほかに、軽微な損傷についてもあわせて記録することで予防保全型の管理を実践し、対象施設の長寿命化を図ることを目的として、国土交通省の定める点検要領を基に、道路橋・横断歩道協定期点検要領（以下、要領という。）を平成28年3月に策定しました。

今回の改訂は、要領策定から5年余りが経過し、国土交通省の定期点検要領が平成31年に改定されていること、また評価方法として、予防保全段階の評価Ⅱが一括り表記となっており、損傷の程度が把握しづらかったことに加え、「橋りょう長寿命化修繕計画」の見直しを行う際の「補修」優先順位を決定する上で、改めて評価Ⅱの中で再評価する必要があったため、これらの内容を見直したものです。

なお、本要領は道路ストックマネジメント計画の、基本方針に基づく12のプログラムに位置付けられた、職員による直営点検においても活用させるものとし、有事の際の対応の迅速化による安全性の早期確保や、職員のスキルアップによる適切な管理の実現に寄与できるものと考えております。

令和2年8月

道路維持課 橋りょう担当

目 次

1. 適用範囲	1
2. 定期点検の頻度	2
3. 定期点検の方法	2
4. 定期点検の体制と健全性診断の体制	5
5. 健全性の診断	6
6. 措置	13
7. 記録	14

- 別紙 1 点検記録様式（国土交通省・道路橋）
別紙 2 点検記録様式（国土交通省・横断歩道橋）
別紙 3 点検記録様式（国土交通省・特定溝橋）
別紙 4 点検調書（藤沢市・道路橋、横断歩道橋、溝橋共通）

1. 適用範囲

本要領は、藤沢市が管理している道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路における橋長 2.0m 以上の橋（以下「道路橋」という）、及び横断歩道橋の定期点検に適用する。

【補足】

本要領は、省令で定める「橋」及び「道路を構成する施設若しくは工作物のうち、損傷、腐食、その他の劣化、その他の異常が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼす恐れがあるもの」について、藤沢市が管理している道路橋及び横断歩道橋（以下「道路橋等」という）の各部材の状態を把握、診断し、措置の方法を特定するために必要な情報を得るための、定期点検の基本的な内容や方法について定めたものであり、あわせて橋りょう長寿命化修繕計画の、基礎となる定期点検データの収集方法について定めたものでもある。

ここで、道路橋等の構造や架橋条件等は多岐にわたることから、実際の点検では、本要領の趣旨を踏まえて、個々の道路橋等の諸条件を考慮して定期点検の目的が達成されるよう、適切な内容や方法で行うことが必要である。

なお、道路橋等の管理者以外の者が管理する占用物件については、別途、占用事業者へ適時適切な点検等の実施について協力を求めるものとする。

本要領の準拠基準類は以下のとおりである。

（１）準拠基準

- ・ 道路橋定期点検要領 （平成 31 年 2 月） 国土交通省 道路局
- ・ 横断歩道橋定期点検要領 （平成 31 年 2 月） 国土交通省 道路局

（２）参考資料

- ・ 特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料
（平成 31 年 2 月）国土交通省 道路局
- ・ 道路橋に関する基礎データ収集要領（案）（平成 19 年 5 月）
国土交通省 国土技術政策総合研究所
- ・ 橋梁定期点検要領（平成 31 年 3 月）国土交通省 道路局 国道・技術課
- ・ その他、（社）日本道路協会、各学会等発行の示方書、指針、基準等

2. 定期点検の頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

【補足】

定期点検は、道路橋等の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行う。

なお道路橋等の架設状況、状態によっては、5年より短い間隔で点検する事を妨げるものではない。

また施設の機能を良好に保つため、定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握や、事故や災害等による施設の変状把握等を別途適宜実施する。

3. 定期点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とする。
また、必要に応じて触診や打音検査等を併用して行う。

【補足】

定期点検では基本としてすべての部材に近接して部材の状態を評価する。

近視目視とは、肉眼により部材の変状等の状態を把握し、評価が行える距離まで接近して目視を行うことを想定している。

近接目視による変状の把握に限界がある場合、必要に応じて触診や打音検査など、その他の方法も併用することを橋毎に判断しなければならない。

また、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が自らの近接目視によるときと、ほぼ同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により、点検を実施しなければならない。

藤沢市の定める定期点検の詳細と手順は以下のとおりとする。

(1) 業務計画書作成

定期点検に先立ち、既往資料の収集・整理及び実施体制の編成や業務実施における計画（業務計画）を行う。

既往資料の収集・整理では、「橋りょう台帳」「過去の定期点検の記録」「架設当時の竣工図書」など、必要な情報を収集し整理する。

(2) 現地踏査

橋りょう点検に先立ち現地踏査を行い、その結果を基に実施計画を行う。

- ① 現地踏査は、現地の状況、損傷の概要等、対象橋りょうの実態を把握するものであり、点検車両等の搬入経路、仮設備の要否、交通量、交通規制、橋りょうの変状の程度等現場の概況を調査記録する。また、現地現況写真を撮り整理する。
- ② 現地踏査の結果に基づき、橋りょう点検実施計画書を作成する。記載事項は、橋りょう点検方法、実施工程表、安全管理計画、仮設備計画等、実施計画に必要な事項を記述する。
- ③ 現地踏査の際、収集したデータと現地とのチェックを必ず行うものとする。

(3) 関係機関との協議資料作成

道路使用等、橋りょう点検を行う際に、河川管理者、警察、交通事業者、他の道路管理者との協議が必要となった場合には、必要な資料を作成し、協議をおこなうものとする。

(4) 橋りょう点検

橋りょう点検は、道路橋定期点検要領（平成31年2月）国土交通省道路局、横断歩道橋定期点検要領（平成31年2月）国土交通省道路局および本要領にしたがって実施する。

- ① 点検は近接目視により行うことを基本とし、橋りょう点検車やリフト車、はしごなどを利用して、可能な範囲で近接して行うものとする。
- ② 架橋位置の地形、交通状況、交差物件、障害物等により、あるいは関係機関との協議の結果により、橋りょう全体、あるいは部材の全部または一部について、物理的に近接目視による点検が実施できない場合は、ドローンを使用するなど、近接目視によるときと、ほぼ同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により、点検を実施しなければならない。
- ③ 健全性の診断は、部材単位毎と道路橋毎もしくは横断歩道橋毎の総合評価を行うものとする。
- ④ 点検時に、うき・剥離等があった場合は、道路利用者及び第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施し、報告書には応急措置後の状態を記録する。

4. 定期点検と健全性診断の体制

道路橋等の定期点検および健全性の診断を適正に行うため、必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

【補足】

健全性の診断（部材単位の健全性の診断）において適切な評価を行うためには、定期点検を行う者が道路橋等の構造や部材の状態の評価に必要な知識および技能を有するものでなければならない。そのことから、点検および健全性の診断には以下のいずれかの資格を有する者を配した上で実施する。

表－4.1 点検および健全性診断の資格

資 格 名	鋼橋		コンクリート橋	
	点検	診断	点検	診断
技術士、博士（当該分野）	○	○	○	○
RCCM（鋼構造物及びコンクリート）	○	○	○	○
上級土木技術者（橋梁）コースB	○	○	○	○
1級土木技術者（橋梁）コースB	○		○	
土木鋼構造診断士	○	○		
土木鋼構造診断士補	○			
コンクリート構造診断士			○	○
プレストレスコンクリート技士			○	
コンクリート診断士	○	○	○	○
道路橋点検士	○		○	
道路橋点検士補	○		○	
一級構造物診断士	○	○	○	○
二級構造物診断士	○		○	

5. 健全性の診断

定期点検では、部材単位の健全性の診断と道路橋等毎の健全性の診断を行う。

(1) 部材単位の健全性の診断

(判定区分)

部材単位の健全性の診断は、対象部材の劣化状態と、橋りょう全体の損傷傾向を把握するために実施するもので、表－5. 1 の判定区分により行う事ことを基本とする。

表－5. 1 判定区分

区分		状態
I	健全	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
II	a	予防保全段階 予防保全の観点から、状況に応じて補修を行う必要がある。
	b	予防保全段階 予防保全の観点から、優先して補修等を行う必要がある。
III	早期措置段階	橋りょう（横断歩道橋を含む）構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
IV	緊急措置段階	橋りょう（横断歩道橋を含む）構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。

【補足】

部材単位の健全性の診断は表－5. 1 によるものとする。判定の際は道路橋定期点検要領（平成 31 年 2 月）国土交通省 道路局の「付録 3 判定の手引き」を参考とし、Ⅱ評価については、a、b に細分化を行う。なお、必要に応じて直轄国道において適用される「橋梁定期点検要領」（平成 31 年 3 月 国土交通省 道路局 国道・技術課）の、「付録－2 損傷程度の評価要領」もあわせて参考とする。

判定を行う際は、損傷に進行性があるかどうかについても推定し、判定根拠の一つとする。

点検時に、うき・剥離等があった場合は、道路利用者及び第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施した上で上記Ⅰ～Ⅳの判定を行うこととする。

詳細調査を行わなければ、Ⅰ～Ⅳの判定が適切に行えない状態と判断された場合には要調査の旨を記録する。詳細調査は別途速やかに行い、その結果を踏まえてⅠ～Ⅳの判定を行うこととなる。

橋梁定期点検要領（平成31年3月）国土交通省 道路局 国道・技術課によると、一般的な対応として、「状況に応じて補修を行う」という判定をⅠと対応する旨の記載があるが、本市では、長寿命化修繕計画策定に際し、損傷状態と補修の必要性の関係を明確にするため、「Ⅰは補修を行うような損傷の段階ではない」「Ⅱは予防保全の補修を実施する段階である」とする意図から表－5. 1 に示す判定区分としている。また損傷状態と補修優先度の関係を明確にするため、「Ⅱa を（補修を率先して実施するほどの状態ではないが）状況に応じて補修を行う状態」「Ⅱb を優先して補修を行う状態」としている。

（判定の単位）

部材単位の健全性の診断は、少なくとも表－5. 2 に示す評価単位毎に区分して行う。

表－5. 2 判定の評価単位の標準

上部構造			下部構造	支承部	階段部	その他
主桁	横桁	床版				

【補足】

道路橋等は、機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わされた構造体であり、部材の変状や機能障害が、橋りょう全体の性能に及ぼす影響は、形式等によって大きく異なる。また、一般的に補修・補強等の措置は、必要な機能や耐久性を回復するために部材単位で行われるため、健全性の診断を部材単位で行うこととした。

なお、表－5. 2 に示す部材が複数ある場合、それぞれの部材について橋全体への影響を考慮して「表－5. 1 判定区分」に従って判定を行う。

(変状の種類 1)

部材単位の健全性の診断は、少なくとも表－5. 3 に示す変状の種類毎に行う。

表－5. 3 変状の種類標準 1

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、変形・欠損・摩耗、ゆるみ・脱落、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床板ひびわれ、その他
その他	支承の機能障害、その他

【補足】

定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や特性の違う損傷の種類に応じて異なってくることが一般的である。同じ部材に複数の変状がある場合には、それぞれの変状の種類毎に判定を行う。

変状 1 に関する健全性の診断をする上での留意事項を以下に記す。

- ① 支承の塗装に関する変状は腐食（防食機能の劣化）で判定する。
- ② 支承モルタルの損傷についてはコンクリート部材の損傷で判定する。
- ③ PC 定着部の損傷については、コンクリート部材の損傷その他で判定し備考欄などに定着部の損傷であることを明記する。

(変状の種類 2)

部材単位の健全性診断においては、上記の変状の種類 1 のほかに、以下の項目についても診断を行う。なお以下の変状は、通行止めに直結するような致命的な損傷とは異なるため、5. (2) に示す道路橋等毎の健全性の診断には適用しない。

表-5. 4 変状の種類標準 2

材料の種類	変状の種類
鋼部材	防食機能の劣化
コンクリート部材	剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰
その他	伸縮装置、路面排水の機能障害 防護柵（高欄）の損傷の有無 橋面舗装またはタイルの損傷

【補足】

予防保全型管理の修繕計画策定には、軽微な変状を含めた詳細な損傷箇所の把握と分類が必要となるため、変状の種類 2 についての診断を行う。

防食機能の劣化（一般塗装）

評 価 の 目 安	区分
損 傷 程 度	
損傷なし、または表面の部分的に軽微な塗膜劣化が見られる	I
最外層の広範囲で防食塗膜の変色が生じている	II a
広範囲で防食塗膜の変色や剥離が生じているが下塗りの露出はない 局所的なうきが生じている	II b
部分的に防食塗膜が剥離し、下塗りが露出している	III
防食塗膜の劣化範囲が広く、点錆が発生している	IV

* 板厚減少を伴う錆の発生を「腐食」として扱い、板厚減少を伴わないとみなせる程度の軽微な錆の発生は「防食機能の劣化」として扱う。

* この場合腐食については損傷なしと評価できるものとする。

防食機能の劣化（耐候性鋼材）

評 価 の 目 安	区分
損 傷 程 度	
損傷なし	I
損傷なし、ただし保護性錆は生成されていない	II a
錆の大きさが 1 ～ 5 mm 程度で粗い	II b
錆の大きさが 5mm～25mm 程度のうろこ状である	III
錆の層状剥離がある	IV

剥離・鉄筋露出

評 価 の 目 安	区分
損 傷 程 度	
剥離や鉄筋露出は無い	I
部分的に剥離のみが生じている	II a
広範囲で剥離が生じている 鉄筋が露出しているが、腐食が表面のみで軽微である	II b
鉄筋が露出しており、腐食が進行している	III
鉄筋が露出しており、鉄筋が著しく腐食または破断している	IV

漏水・遊離石灰

評 価 の 目 安	区分
損 傷 程 度	
漏水や遊離石灰は無い	I
遊離石灰の形跡は見られるが、漏水は見られない	II a
ひびわれから漏水や遊離石灰が生じているが軽微である 錆汁はほとんど見られない	II b
ひびわれから漏水を伴う遊離石灰が生じている 錆汁はほとんど見られない	III
ひびわれから著しい漏水や遊離石灰が生じている 漏水に著しい泥や錆汁の混入が認められる	IV

* コンクリート部材の損傷において、「剥離・鉄筋露出」「漏水・遊離石灰」という分類を加え、損傷の種類を明確にする。

伸縮装置の機能障害

評 価 の 目 安		区分
損 傷 程 度	段 差	
損傷無し	5mm未満	I
ゴミ詰まりによる機能障害がある（清掃が必要）	5mm～10mm未満	II a
局部的に損傷はあるが機能障害は無い 遊間に不均一なずれが見られる	10mm～20mm未満	II b
広範囲に損傷があり機能障害がある 遊間が片側に寄り切っている	20mm～30mm 未満	III
全体に機能障害を伴う損傷がある 桁とパラペットあるいは桁同士が接触している	30mm 以上	IV

* 段差については伸縮装置本体の咬み合わせ部分を対象とし、伸縮装置（後打ちコンクリートも含む）と舗装面との段差は橋面の調査で判定する。

橋面舗装またはタイルの損傷

評 価 の 目 安		区分
損 傷 程 度	有効幅員内の 路面の凹凸	
損傷無し	10mm以内	I
部分的に軽微な剥がれや亀甲割れが発生している	11mm～20mm以内	II a
広範囲に軽微な剥がれや亀甲割れが発生している	21mm～30mm 以内	II b
舗装やタイルの剥がれが局部的に発生し大きな段差を伴っている	31mm～50mm 以内	III
舗装やタイルの剥がれが広範囲に発生し大きな段差を伴っている	51mm 以上	IV

* 路面の凹凸には、橋台背面と舗装の段差を含む

防護柵（高欄）の損傷の有無

鋼部材、コンクリート部材として評価

路面排水の機能障害

評 価 の 目 安		区分
損 傷 程 度		
機能障害無し		無
排水機能に何らかの障害がある		有

(2) 道路橋等毎の健全性の診断

道路橋等毎の健全性の診断は、表－5.5の区分により行う。

表－5.5 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じてない状態。
II	a	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
	b	
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【補足】

道路橋等毎の健全性の診断は、部材単位で補修や補強の必要性等を評価する点検とは別に、道路橋等毎で総合的な評価を付けるものであり、道路橋等の管理者が保有する道路橋等全体の状況を把握するなどの目的で行うものである。

部材単位の健全度が道路橋等全体の健全度に及ぼす影響は、構造特性や架橋環境条件、当該道路橋等の重要度によっても異なるため、5.(1)部材単位の健全性の診断結果を踏まえ、なおかつ損傷の原因や劣化の進行速度を推察し、道路橋等毎で総合的に判断することが必要である。一般には、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材の主要な変状（変状の種類1）に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。なお、道路橋等毎の健全性の診断では、II a、II bともにIIと評価する。

6. 措置

5. (1) の部材単位の健全性の診断結果に基づき、道路橋等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

【補足】

措置には、補修や補強などの道路橋等の機能や耐久性等の維持又は回復するための対策のほか、撤去、定期的あるいは常時の監視、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

補修・補強にあたっては、健全性の診断結果に基づいて、道路橋等の機能や耐久性等を回復させたための最適な対策方法を管理者が総合的に検討する。

監視は、応急対策を実施した箇所、もしくは健全性の診断の結果、当面は対策工の適用を見送ると判断された箇所に対し、変状の挙動を追跡的に把握するために行われるものである。

7. 記録

道路橋等毎に、定期点検結果及び健全性の診断結果を下記様式に記録する。

【補足】

定期点検の結果は、維持・補修等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。

特に変状の原因の推定に努め、措置の範囲や方法の検討に必要な所見を残さなければならない。

また、維持管理に係わる法令（道路法施行規則第4条の5の6）に規定されているとおり、措置を講じたときはその内容を記録しなければならない。

記録を行う様式は以下の通りである。

点検表記録様式（道路橋） 別紙 1	国土交通省提出様式の別紙 2 様式 1 様式 2
点検表記録様式（横断歩道橋） 別紙 2	国土交通省提出様式の別紙 2 様式 1 様式 2
点検表記録様式（特定溝橋） 別紙 3	国土交通省提出様式の付録 3 記録様式（その 1～その 4）
点検調書 別紙 4	藤沢市様式（道路橋、横断歩道橋共通） ・（その 1）橋りょう諸元と総合検査結果 ・（その 2）全体一般図 ・（その 3）現地状況写真 ・（その 4）部材番号表 ・（その 5）調査結果一覧表 ・（その 6）損傷図 ・（その 7）損傷写真台帳

点検調書作成上の留意事項を以下に記す。

- ① 道路橋定期点検要領（平成31年2月）国土交通省道路局「付図－1」、横断歩道橋定期点検要領（平成31年2月）国土交通省道路局および特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成31年2月）国土交通省道路局「別紙 2」を参考に、道路橋等毎に点検調書（その 4）部材番号表を作成する。

- ② 点検調書（その５）調査結果一覧表においては、対象橋りょうの構造、部材種別、規模に応じて記入欄を調整する。
- ③ 点検の結果損傷が確認されない場合においても、部材の状況を写真で記録する。
- ④ 藤沢市の管理区分が横断歩道橋となっているものについては、横断歩道橋の点検記録様式に記録する。
- ⑤ 特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成31年2月）国土交通省 道路局 国道・技術課 の「1. 本資料の適用範囲」に記載される構造条件、供用の条件を満たすものについては、特定溝橋の点検表記録様式を用いる場合がある。
- ⑥ 支承、伸縮装置、路面排水の機能障害と判定される場合、どのような状態であるか、コメントを調書に記入する。
- ⑦ 鋼製支承については、塗装の劣化を含め鋼部材の損傷として、支承モルタルについては、コンクリート部材の損傷として記入する。
- ⑧ 路面排水については箇所数を点検調書 1 に、位置を機能障害の有無にかかわらず、橋面の損傷図に記入する。
- ⑨ 橋名板（漢字、平仮名）の有無を確認し写真で記録する。（河川名記載の橋名板については写真不要）
- ⑩ 橋歴板、塗装歴の有無を確認し写真（字が読めるサイズで拡大）で記録する。
- ⑪ 落橋防止システムの設置状況を確認し写真で記録する。
- ⑫ 桁かかり長の実測が可能な箇所は測定値を記録する。
- ⑬ 高欄の舗装面からの高さ（最低と思われる箇所）を確認し測定値を記録する。また、防護柵に損傷が見受けられる場合は調査結果一覧表に記載する。
- ⑭ 支承の種類を確認し、代表箇所を写真で記録する。
- ⑮ 橋りょう側面及び下面の添架管の有無を確認し、有の場合は写真と断面図で記録する。
- ⑯ PC定着部の損傷があった場合、その旨を明記し、どのような状態であるか、コメントを調書に記入する。
- ⑰ ゴム製品やプラスチック製品の経年劣化による硬化や脆弱化が確認された場合については、コメントを調書に記入する。
- ⑱ 伸縮装置、排水枳取り付け位置などからの漏水、支承付近の滞水が確認された場合については、コメントを調書に記入する。
- ⑲ 点検に使用した機器類があれば記入する。

橋梁名		路線名		所在地		起点側	緯度 経度		橋梁ID
(フリガナ)									
管理者名		定期点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)		
部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)							定期点検者		
定期点検時に記録				応急措置後に記録					
部材名		判定区分 (Ⅰ～Ⅳ)	変状の種類 (Ⅱ以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)		応急措置後の 判定区分	応急措置内容		応急措置及び 判定実施年月日
上部構造	主桁								
	横桁								
	床版								
下部構造									
支承部									
その他									
道路橋毎の健全性の診断(判定区分Ⅰ～Ⅳ)									
定期点検時に記録									
(判定区分)		(所見等)							
全景写真(起点側、終点側を記載すること)									
架設年次	橋長	幅員							
橋梁形式									

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

別紙2 様式1様式2

様式2

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

上部構造()【判定区分: 】	上部構造()【判定区分: 】
支承部【判定区分: 】	下部構造【判定区分: 】

横断歩道橋名・所在地・管理者名等

横断歩道橋名		路線名	所在地	設置位置	緯度 経度	歩道橋ID
管理者名		定期点検実施年月日		定期点検者		
代替路の有無	緊急輸送道路	占用物件(名称)				

部材単位の診断(部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)

定期点検時に記録					応急措置後に記録		
部材名		判定区分 (Ⅰ～Ⅳ)	変状の種類 (Ⅱ 以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるように記載)	応急措置後の 判定区分	応急措置内容	応急措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁						
	横桁						
	床版等						
下部構造							
階段部							
その他							

横断歩道橋毎の健全性の診断(対策区分Ⅰ～Ⅳ)

定期点検時に記録	
(判定区分)	(所見等)

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次※1	橋長(m)	通路幅員(m)
横断歩道橋形式		

※1：架設年次が不明の場合は「不明」と記入とする。

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

上部構造()【判定区分: 】	上部構造()【判定区分: 】
支承部【判定区分: 】	下部構造【判定区分: 】

起点側	緯度	橋梁ID	
	経度		

橋梁名・所在地・管理者名等

フリガナ 橋梁名						路線名					管理者			橋梁コード					
所在地	自					距離標	自							調書更新年月日					
	至						至							定期点検実施年月日					
架設年次				橋長			幅員			構造形式				架設年次			定期点検者		

部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)

定期点検時に記録				
部材名		判定区分 (Ⅰ～Ⅳ)	変状の種類 (Ⅱ 以上の場合に記載)	備考 (写真番号、位置等が分かるように記載)
溝橋(ボックスカルバート)本体	頂版			
	側壁			
	底版			
翼壁				
継手				
その他				

溝橋毎の健全性の診断(判定区分Ⅰ～Ⅳ)

定期点検時に記録																
(判定区分)			(所見等)													

躯体寸法及び全景写真(起点側、終点側を記載すること)

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

記録様式(その2)

起点側	緯度	橋梁ID	
	経度		

橋梁名・所在地・管理者名

フリガナ 橋梁名		路線名		管理者		橋梁コード	
-------------	--	-----	--	-----	--	-------	--

部材番号図	
-------	--

起点側	緯度	橋梁ID	
	経度		

橋梁名・所在地・管理者名

フリガナ 橋梁名		路線名		管理者		橋梁コード	
-------------	--	-----	--	-----	--	-------	--

損傷場所の記録図

径間番号1	径間番号1

○診断根拠とした、主要な損傷を記載する。

起点側	緯度	橋梁ID	
	経度		

橋梁名・所在地・管理者名

フリガナ 橋梁名		路線名		管理者		橋梁コード	
-------------	--	-----	--	-----	--	-------	--

健全度判定

	写真番号		径間番号		部材名		部材番号	
	損傷の種類							
損傷写真								
所見								
	部材単位の健全性の診断							

	写真番号		径間番号		部材名		部材番号	
	損傷の種類							
損傷写真								
所見								
	部材単位の健全性の診断							

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。
○診断根拠とした、主要な損傷を記載する。

別紙4 点検調書

点検調書(その1) 橋梁諸元と総合検査結果					点検年月日		〇年〇月〇日	
橋梁名			〇〇橋(〇〇川)		路線名		〇〇線	
所在地	自	神奈川県藤沢市朝日町1番地先		距離標	自	百米標0.0km+距離0.0m		管轄
	至	神奈川県藤沢市朝日町3番地先			至	百米標0.0km+距離0.0m		
							藤沢市	
							道路河川部	
							道路維持課	

供用開始日		〇〇 年 〇〇 月		活荷重・等級		〇〇		適用示方書		平成〇〇年	
橋 長		0.000 m		総径間数		1 径間		道路橋示方書・同解説			
上部構造形式		〇〇床版〇〇桁		下部構造形式		〇〇式橋台－2基		基礎形式		〇〇基礎	
交通条件		調査年	－			大型車混入率		0～10 ・ 10～20 ・ 20～30 ・ 30～			
		交通量	－ 台(昼間12時間)			荷重制限		有 (t) ・ 無			
幅員	全幅員	0.000 m	地覆幅	歩道幅	車道幅・車線	車道幅・車線	歩道幅	地覆幅	中央帯		
	有効幅員	0.000 m	0.000 m	0.000 m	0.000 m	－ 0.000 m	－ 0.000 m	0.000 m	0.000 m	－ m	
海岸からの距離		5.00 km以上		緊急輸送路の指定		有 ・ (無)		避難路の指定		有 ・ (無)	
路下条件		河川(〇〇川) ・ 湖沼 ・ 海洋 ・ 道路 ・ 鉄道 ・ その他(――)									
落橋防止システム		落橋防止構造		(有) () ・ 無			横変位拘束構造		有 ・ (無)		
桁かかり長		橋台	A 1 側	0.000 m	A 2 側	0.000 m	高欄高さ		L 側	0.000 m	
		橋脚	起点側	0.000 m	終点側	0.000 m			R 側	0.000 m	
支承の種類		〇〇支承		排水の異常		有 ・ (無)		路面排水 箇所 添架管		有 (本) ・ (無)	

総合検査結果

点検調書(その2) 全体一般図						
橋梁名		〇〇橋(〇〇川)		路線名		藤沢市
所在地	自	神奈川県藤沢市朝日町1番地先	距離標	自	百米標0.0km+距離0.0m	管轄
	至	神奈川県藤沢市朝日町3番地先		至	百米標0.0km+距離0.0m	
						道路河川部
						道路維持課

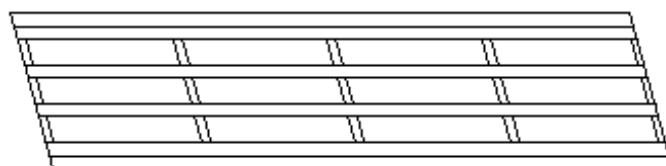
全体一般図

※起点側をA1とする。

点検調書(その3) 現地状況写真台帳					
橋梁名	〇〇橋(〇〇川)	路線名	〇〇線	径間番号	1
				写真番号	1
				部材位置	
				メ モ	
				正面全景 〇〇側から望む	
				写真番号	2
				部材位置	
				メ モ	
				写真番号	3
				部材位置	
				メ モ	

<主桁>

主桁01
主桁02
主桁03
主桁04

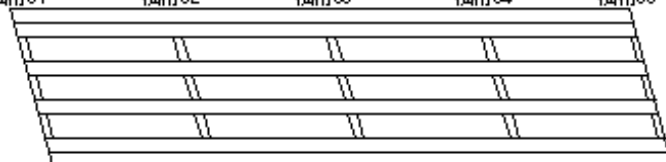


(A1)

(A2)

<横桁>

横桁01 横桁02 横桁03 横桁04 横桁05

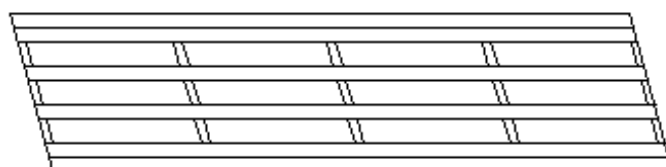


(A1)

(A2)

<床版>

床版01
床版02
床版03
床版04
床版05

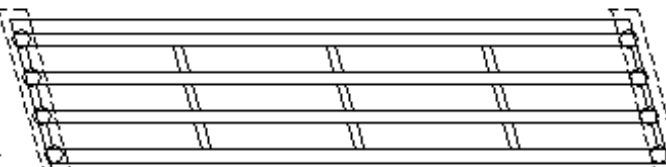


(A1)

(A2)

<下部工・支承等>

支承101
支承102
支承103
支承104



下部工01

下部工02

(A1)

(A2)

伸縮装置01

伸縮装置02

点検調書(その5) 調査結果一覧表		径間番号		1															
損傷の項目等		鋼部材の損傷							コンクリート部材の損傷				その他				備考		
		① 腐食	② 亀裂	③ 破断	④ 防食機能の劣化	⑤ 変形・欠損・摩耗	⑥ ゆるみ・脱落	⑦ その他	⑧ ひびわれ	⑨ 剥離・鉄筋露出	⑩ 漏水・遊離石灰	⑪ 床版ひびわれ	⑫ その他	⑬ 橋面舗装・タイルの損傷	⑭ 支承の機能障害	⑮ 伸縮装置の損傷		⑯ 路面排水の機能障害	⑰ その他
主桁	01																		
	02																		
	03																		
	04																		
横桁	01																		
	02																		
	03																		
	04																		
	05																		
横構	01																		
階段部																			
床版	01																		
	02																		
	03																		
	04																		
	05																		
下部工	01																		
	02																		
支承	101																		
	102																		
	103																		
	104																		
	201																		
	202																		
	203																		
	204																		
路面																			
伸縮装置	01																		
	02																		
地覆																			
路面排水																			
高欄等																			
その他																			
特記事項	* 支承のコンクリート部材の損傷は、沓座モルタルを表す。																	I : 健全 II : 予防保全段階 III : 早期措置段階 IV : 緊急措置段階	

* 橋の規模、主桁数などに応じて適宜行を追加してください。

* 該当のない項目については  としてください。

点検調書(その6) 損傷図	径間番号	1
---------------	------	---

記入例

※過年度より進行している損傷又は新規の損傷は“赤字”で示す。
過年度と同等の損傷は“黒字”で示す。
補修済みの損傷は“青字”で示す。

損傷の種類	表 示	損傷の種類	表 示
ひびわれ		遊離石灰	
剥 離		漏 水	
鉄筋露出		そ の 他	

点検調書(その7) 損傷写真台帳					
橋梁名	〇〇橋(〇〇川)	路線名	〇〇線	径間番号	1
				写真番号	1
				部材位置	
				メ モ	
				写真番号	2
				部材位置	
				メ モ	
				写真番号	3
				部材位置	
				メ モ	